

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	直 島 町

## 直島町鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、タヌキ、イノシシ、ヌートリア、カワウ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	香川県香川郡直島町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	野菜	20千円 (2a)
タヌキ	野菜	50千円 (2a)
	いも類	15千円 (1a)
イノシシ	野菜	60千円 (3a)
	いも類	20千円 (1a)
ヌートリア	野菜	20千円 (2a)
カワウ	魚類等	20,000千円

(2) 被害の傾向

本町では、農業者の高齢化等に伴う耕作放棄地の増加等により、有害鳥獣の生息域は年々広がっており、被害も増加傾向にある。

- ・タヌキの個体数は、ほぼ横ばいであると見られ、町内全域に出没し、小規模な被害報告が寄せられている。
- ・カラスは、他地域からの飛来等もあり、生息域は拡大傾向にあると見られる。また、農作物被害だけでなく、家庭ゴミを荒らすなど、生活環境被害も問題となっている。
- ・イノシシは、直島本島だけでなく、島嶼部を含む町内全域で出没、畦や農地の掘り起こし被害等が発生していることから、生息数は増加しているものと思われる。また、人間の生息圏域の近くでも出没していることから、人身被害等の危険性も高まっており、早急の対策が必要である。
- ・ヌートリアは、平成28年頃に直島本島の東部、向島のため池周辺で農作物被害等が確認されていたが、近年直島本島の西部でも目撃情報や農作物被害があり、町内全域で生息していると考えられる。
- ・カワウは、定期的に駆除を実施しているにも関わらず、他地域からの飛来等もあり、魚類食害やふん害による樹木の枯死が発生している。また、食害等の漁業被害が生じ、漁業経営への影響が懸念されている。現在、向島、家島の東側に規模の大きいコロニーを確認している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
カラス被害	20千円, 2 a	15千円, <0.1 h a
タヌキ被害	65千円, 3 a	40千円, <0.1 h a
イノシシ被害	80千円, 4 a	60千円, <0.1 h a
ヌートリア被害	20千円, 2 a	15千円, <0.1 h a
カワウ被害	20,000千円	19,000千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p><u>カラス、タヌキ、イノシシ、ヌートリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟者と連携し、有害鳥獣捕獲を実施。狩猟者に対し捕獲機材の貸し出しや、経費の一部を町が助成するなどの対策を実施している。</li> <li>・ 令和2年度より事業者有害鳥獣捕獲等の業務を委託している。</li> </ul> <p><u>カワウ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島の狩猟者と連携した有害鳥獣捕獲を実施、経費の一部について県から助成を受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体数の減少を図るには、狩猟免許所持者の増加が必要で、その人数の確保のため、狩猟免許取得費用の助成を実施しているが、取得者は増えていない。</li> <li>・ カワウのねぐらは山林の中腹以上の場所にあり、散弾銃の射程距離等の要因により、効果的・効率的な捕獲が困難である。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p><u>タヌキ、イノシシ、ヌートリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物被害の防止のため、ワイヤーメッシュ柵等の設置者に対し、その購入費用の一部を助成している。補助率は2分の1（上限2万円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置後の管理が不十分で、柵等が本来持っている侵入防止効果が十分発揮できていない。また、作物残さの不適切な管理が、無意識の餌付けにつながっている。</li> </ul>

### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"><li>・農業者や狩猟者と連携し、環境整備・侵入防止・捕獲を効果的に組み合わせて実施し、被害防止に努める。また、目撃、被害状況等の情報提供について協力を求め、情報収集に努める。</li><li>・イノシシについては、事業者には捕獲等の業務を委託し、捕獲数を増やすことで個体数の減少を図る。</li><li>・環境整備については、農業者等住民に対し、動物の生態や効果的な被害対策に対する知識を付与するとともに、作物残さ、家庭生ゴミの適切な管理で餌付け防止を図るなど、野生鳥獣を誘引させない集落環境づくりの意識の醸成を図る。</li><li>・有害鳥獣捕獲は、住民に対し狩猟免許の取得を推進するとともに、経験を積んだ狩猟者と農業者との積極的な情報交換など、連携強化により、被害を発生させている個体の効果的な捕獲を推進する。</li><li>・カワウの対策では、全国の先進的な駆除方法を県水産課等から収集し、より効果的な捕獲の実施を推進する。</li></ul>
--

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

カラス タヌキ イノシシ ヌートリア カワウ	<ul style="list-style-type: none"><li>・狩猟者と連携した有害鳥獣捕獲を実施。経費の一部について県から助成を受けている。</li><li>・タヌキ、イノシシ、ヌートリアは、狩猟者に対し捕獲機材を貸出し捕獲を推進する。</li></ul>
------------------------------------	--

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3	タヌキ イノシシ ヌートリア	住民に対し狩猟免許の取得を推進するとともに、経験を積んだ狩猟者と農業者との連携による効果的な捕獲を推進する。また、事業者には捕獲等の業務を委託し捕獲数の増加を図る。
4	同上	同上
5	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、タヌキ、イノシシ、ヌートリア、カワウの生息域や農業、漁業被害エリアが広がる中、個体数の低減を行うべく、猟友会など狩猟者と連携して有害鳥獣捕獲を行っている。</li> <li>・令和元年度の捕獲実績は、タヌキが36頭、イノシシが97頭、ヌートリアが14頭、カラスが9羽、カワウが60羽である。</li> <li>・タヌキ、イノシシ、ヌートリアは、当計画期間中、農家等住民に対して狩猟免許の取得の呼びかけや、狩猟者への捕獲機材の貸出しを引き続き行うとともに、経験を積んだ狩猟者と農業者との積極的な情報交換など連携強化により、被害を発生させている個体の効果的な捕獲を推進する。また、イノシシの捕獲を強化するため事業者に捕獲等の業務を委託する。</li> <li>・カワウについては、従来の捕獲数を維持することにより、生息数の減少が見込まれるが、コロニーの拡散に留意する。</li> </ul>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カラス	15羽	15羽	15羽
タヌキ	40頭	40頭	40頭
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ヌートリア	30頭	30頭	30頭
カワウ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟者ほか関係機関と連携し、有害鳥獣捕獲を実施する。</li> <li>・イノシシの捕獲等について業務委託する。</li> <li>・タヌキ、イノシシ、ヌートリアは、狩猟者に対し捕獲機材を貸出し、捕獲を推進する。</li> </ul>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タヌキ イノシシ ヌートリア	—	—	—

(2) その他被害防止に関する取組

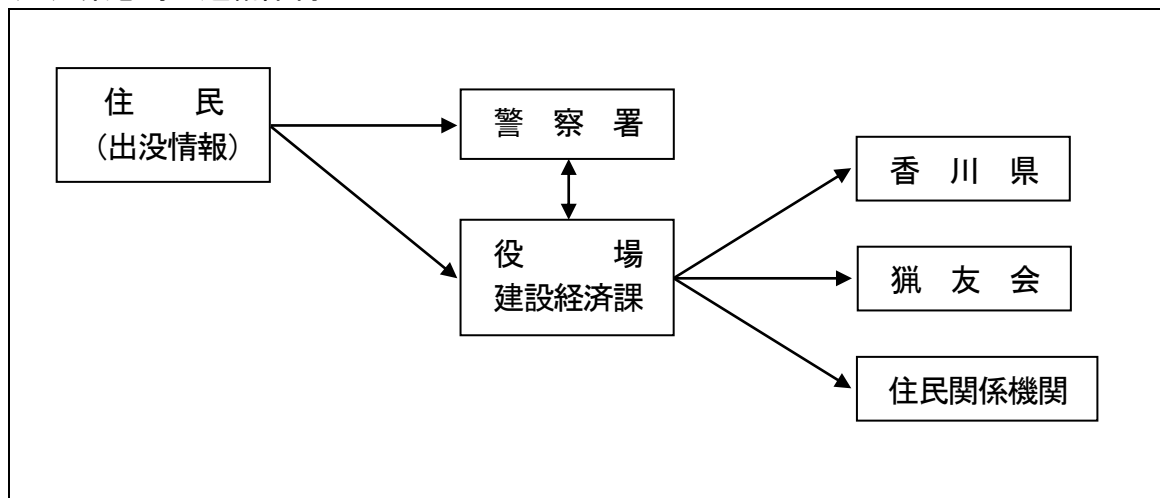
年度	対象鳥獣	取組内容
3	カラス、タヌキ、イノシシ、ヌートリア、カワウ	放任樹木等の除去等、周辺環境の整備による誘引要件の排除、被害集落への鳥獣害防止に関する知識の普及啓発
4	同上	同上
5	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
香川県みどり保全課	出没情報の集約、捕獲技術指導・普及、情報提供
香川県農業経営課	農作物の被害防止対策
香川県畜産課	情報提供（家畜伝染病予防）
香川県東讃農業改良普及センター	農作物の被害防止対策
東部家畜保健衛生所	捕獲技術指導（麻酔薬の処方）
警察署	追払い
直島町教育委員会	情報提供（幼児学園、小・中学校への注意喚起）
香川県猟友会	有害鳥獣捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に、捕獲した者が埋設等適切に処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲頭数が少なく、施設整備等に多大なコストがかかることから、利用の予定はない。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	直島町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役 割
香川県農業協同組合	事業推進
直島漁業協同組合	被害調査、事業推進
高松西地区猟友会	鳥獣被害対策（捕獲）実施
農業者代表	被害調査の協力、普及啓発
香川県東讃農業改良普及センター	技術的な助言・指導
直島町（建設経済課）	事務局

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
香川県農業試験場病虫害防除所	鳥獣害対策の調査および試験研究・アドバイザー
香川県環境森林部みどり保全課	鳥獣保護管理法、外来生物法に関すること

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在は設置していないが、必要に応じて鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。
--------------------------------------

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし
------

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
------